

## 審査基準

### I 採択案件の決定方法

提案された企画案について審査を行い、原則として各評価項目の得点合計の最も高い者を採択案件に決定する。ただし、個別審査項目における得点が著しく低い場合等、別途検討の必要があると判断した場合は、再度、必要な審査を行い決定する。

### II 審査方法

企画提案書に基づき、文化庁が設置する『令和5年度「食文化機運醸成事業」審査委員会』（以下「審査委員会」という。）において書類選考を実施する。また、必要に応じて、審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

### III 評価方法

評価は、下記の評価項目毎に絶対評価基準による審査を行い、審査委員会の各委員が各々評価した採点結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とし、原則として最も得点の高い者を採択するものとする。採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。

### IV 評価項目

#### 1. 事業実施主体に関する評価

- ① 事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。
- ② 業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。
- ③ 事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための技術力及びノウハウを有していること。
- ④ 事業を効果的に遂行するために必要な実績等を有していること。
- ⑤ 財務状況の評価により経営基盤が確立していること。

#### 2. 事業内容に関する評価

- ① 事業の目標・計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があり、食文化機運醸成事業の目的に沿った内容であること。
- ② 企画内容や実施方法に創意工夫があり、より高い成果を得られることが期待できること。
- ③ 本事業で得られる成果について、社会全体へ広く普及されることが期待できること。
- ④ 提案にあたり、選択肢の吟味が行われていること（提案する実施手段・手法が他の手段・手法に比べ優位である根拠が示されていること）。

⑤ 提案内容に対して、コスト削減の努力など、経費の妥当性が示されていること。

### 3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

参考：内閣府男女共同参画局ホームページ「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）について

[http://www.gender.go.jp/policy/positive\\_act/wlb\\_torikumi.html](http://www.gender.go.jp/policy/positive_act/wlb_torikumi.html)

## V 評価基準

1. 「1 事業実施主体に関する評価」及び「2 事業内容に関する評価」に係る評価基準以下の評価基準により5段階評価を行う。

- ・大変優れている＝5点
- ・優れている＝4点
- ・普通＝3点
- ・やや劣っている＝2点
- ・劣っている＝1点

2. 評価項目の「3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」については以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の就業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1.5点
- ・認定段階3＝2点
- ・プラチナえるぼし認定＝3点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.5点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

- ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を

改正する省令（平成２９年厚生労働省令第３１号。以下「平成２９年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第４条又は平成２９年改正省令附則第２条第３項の規定に基づく認定）＝１点

- ・トライくるみん認定＝１．５点
- ・くるみん認定②（平成２９年４月１日～令和４年３月３１日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第１８５号。以下「令和３年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第４条又は令和３年改正省令附則第２条第２項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝１．５点
- ・くるみん認定③（令和４年４月１日以降の基準）（令和３年改正省令による改正後の次世代法施行規則第４条第１項第１号及び第２号の規定に基づく認定）＝１．５点
- ・プラチナくるみん認定＝３

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定＝２点

○上記に該当する認定等を有しない＝０点